

令和3年11月26日 招集

令和3年門真市教育委員会第11回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第11回定例会
令和3年11月26日（金）午後2時
本館2階大会議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第20号	令和3年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について	1
第4	議案第21号	令和3年度教育費補正予算の見積り申出について	3
第5	議案第22号	門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正の申出について	6
第6		諸報告	8

議案第20号

令和3年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について

令和3年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和3年11月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和3年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果が11月に大阪府から公表されることに伴い、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

令和3年度 中学生チャレンジテスト（3年生）

結果概要（公表内容）

中学3年生（国語・社会・数学・理科・英語）

平均得点

標準化得点

門真市の取組

議案第21号

令和3年度教育費補正予算の見積り申出について

令和3年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和3年11月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和3年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 1,400	学校保健特別対策事業補助金	千円 1,400	千円 学校保健特別対策事業補助金 【学校予算配当事業（新型コロナウイルス対策）】 1,400

(款) 諸収入

(項) 雑入

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
雑入	千円 1,000	賠償保証金	千円 1,000	千円 賠償保証金追加分 1,000

令和3年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 983	○学校施設と教育環境の充実 給食運営事業	千円
		983	備品購入費 少額物品購入費 給食用備品費追加分 983

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 444	○学校施設と教育環境の充実 給食運営事業	千円
		444	備品購入費 少額物品購入費 給食用備品費 444

議案第22号

門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正の申出について

門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和3年11月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立小・中学校の施設設備について、新たに使用料を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部を改正する条例

門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる施設を使用するときは、当該各号に定める額を使用料として加算するものとする。</u></p> <p><u>(1) 扇風機 50円</u></p> <p><u>(2) スポットクーラー 150円</u></p> <p><u>(3) エアコンディショナー 500円</u></p>	略	<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p><u>1 拡声機設備を使用するときは、その使用料として500円を加算する。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>— _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>— _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	略
略			
略			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の門真市立小・中学校施設設備使用条例の規定による門真市立小・中学校の施設設備の使用の許可、使用料の徴収等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市立学校教職員人事基本方針及び令和4年度門真市立学校教職員人事取扱要領について